

子ども医療費助成受給者証の利用について

1 対象者及び所得制限について

- (1) 対象年齢：18歳到達年度末までの児童（婚姻している、もしくは過去にしていた場合を除く）
- (2) 所得制限：所得制限は無し

2 利用方法について

「子ども医療費助成受給者証(ピンク色)」と「健康保険証」を一緒に医療機関窓口へ提示してください。

3 助成対象について

助成対象は「保険対象の医療費」です。なお、以下のものは助成対象外です。

対象外の例：薬の容器代、入院したときの部屋・食事代、予防接種代等

4 本制度が使えない場合について（宮城県外では受給者証は利用不可）

県外で医療機関を利用した場合、医療機関窓口で自己負担し、「領収書を子育て支援課へ提出」してください。約3ヶ月後に登録した金融機関口座へ振り込みます。

なお、受給者証を忘れて、県内受診した場合も同様です。

5 変更届の提出について（市外転出・市内転居・保険変更等）

- (1) 市外転出：受給者証を子育て支援課へ返納してください。
- (2) 市内転居、保険変更：変更届を子育て支援課へ提出してください。
- (3) その他：一度子育て支援課へご相談ください。



6 医療費が高額になる場合について

入院等で医療費が高額となる場合は、事前にご加入の保険者（国保や社保）から「限度額適用認定書」をお取りの上、「子ども医療費助成受給者証」と合わせて、医療機関の窓口に掲示してください。

子ども医療費助成は、保険診療自己負担限度額までです。「限度額適用認定書」を掲示しないまま医療費の自己負担限度額を超えた場合は、後日助成金の返還などが発生しますのでご注意ください。（自己負担限度額以上は、子ども医療費ではなく高額療養費制度が適用になります）

7 他の医療制度との併用について

震災による医療費免除、心身障害者医療費助成、母子父子医療費助成なども対象となっている場合は、利用する優先順位は以下のようになりますのでご注意ください。

- (1) 震災による医療費免除証明書（窓口負担無、自己負担無）
- (2) 子ども医療費助成事業（窓口負担無、自己負担無）
- (3) 心身障害者医療費助成事業（窓口負担有(後日償還払)、自己負担無）
- (4) 母子父子家庭医療費助成事業（窓口負担有(後日償還払)、自己負担有）

8 その他

受給者証を破損・紛失した際は再発行が可能ですので子育て支援課までお越しください。

本制度は、特定防衛施設周辺整備交付金調整交付金を活用しています。

上記の点にご注意のうえご利用ください。不明な点については右記担当までご連絡ください。

担当
宮城県東松島市 保健福祉部
子育て支援課 子育て支援係
TEL 0225-82-1111(内線1420)